

[事案 2025-18] 転換契約無効請求

・令和7年12月19日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年9月に契約した個人年金保険（転換前契約）を令和4年8月1日に特定状態保障一時払終身保険に転換したが、以下の理由により、転換を無効にして転換前契約に戻してほしい。

- (1) 募集人へ新たな医療保障に入りたいと申し出たところ、当時契約していた転換前契約を転換することしか提案されなかった。亡くなったかつての担当者は「(転換前契約は) 年金として魅力的だから持ち続けるように」と話していたが、本転換の際の募集人は、理由も示さず、本契約しか示さなかった。また、募集人は「年金は税金がかかるが、転換後のものは無税です」との点を強調し、誤解を招く方法で本転換の勧誘を行った。
- (2) 転換前契約の年金開始である65歳までの時間は十分あったが、募集人は、本転換によるメリット・デメリットの十分な説明をしなかった。
- (3) 申込後の令和4年8月11日、募集人に本転換のクーリング・オフの連絡をしたが、募集人から「私は現在夏休み中」と一蹴された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人からの申出を受けて、令和4年7月に3回にわたり、転換前契約の内容の確認と提案する保険の説明を行った。申立人は、当初、募集人の提案のうち本転換については保留としたが、その他の提案（申立人の妻のがん保険および申立人の介護保険の新規申込み）については契約すると回答した。
- (2) 募集人は、後日、申立人に対して設計書を使用して再度商品説明を行ったところ、本契約への転換も含めて契約する意向を示したため、本転換契約手続を行った。
- (3) 募集人は、申立人への説明の際、転換前契約の年金受取時の課税について質問があったため、「雑所得として課税されるが、保険を切り換えてがん等で給付金を受け取る場合には非課税となる」と回答した。また、募集人は、本転換については主に転換比較表を中心に説明を行い、本転換以外にも契約を見直す方法があることや本契約は転換専用商品であることを説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。